

2010年7月23日

情報公開 担当者 御中

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 弁護士 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-6-41
リビル6階 弁護士法人リブレ内
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/>

全国情報公開度ランキング 第1次採点のご確認

前略

先日は、全国市民オンブズマン連絡会議が行う「全国情報公開度ランキング」にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

別紙採点基準に沿って、点数を付けさせて頂きました。万が一異なっている場合や、疑問がある場合は、ご多忙中恐縮ですが、8月2日（月）までに当事務局まで資料とともにご送付いただけますと幸いです。

・【重要】「（採点対象年度を変更するなどの）採点基準を変更してほしい」というご意見は受け付けませんのであらかじめご了承下さい。

疑問点の送り先 info@ombudsman.jp （担当：内田）

（TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050 ）

【送付内容】

- ・ お問い合わせ（本紙） 1枚
- ・ 採点基準（案） 2枚
- ・ 貴自治体を含む全自治体の第1次採点結果

【今後の予定】

- ・ 8 / 2（月） 1次採点 疑問点提出締め切り
- ・ 8 / 30（月） マスコミ・自治体にランキング発表予定
- ・ 9 / 3（金）午後3時 ランキング記事解禁 当団体 web に掲載

ご回答は、FAXまたは、メールでも結構です。

草々

2009年度 全国（都道府県・全市）情報公開度ランキング採点基準（案）100723版

交際費	20ポイント	交際相手情報（首長交際費）	10ポイント 紙情報	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
				6ポイント	B	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）
				2ポイント	C	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名はすべて非公開
				0ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人名は全面公開、一部公開も含む）、基準がない、個別に判断
		10ポイント ネット	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）	
			6ポイント	B	非個人の全面公開、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）	
			2ポイント	C	非個人の全面公開、個人名はすべて非公開（法人・団体名はすべて開示）	
			1ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人については公開、一部公開）	
			0ポイント	E	月毎の総額（または使途別の金額）のみ公開 公開していない	
情報公開条例	30ポイント	閲覧手数料	5ポイント	5ポイント	A	取らない
				2ポイント	B	条件付きで取る
				0ポイント	C	取る
				5ポイント	D	現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中
		請求権者	5ポイント	5ポイント	A	何人も請求可能
				2ポイント	B	広義住民以外の人は、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）
				0ポイント	C	広義住民のみ情報公開請求可能
		議会	なし		A	議会が実施機関になっている、または、議会が情報公開条例を制定している。
				失格	B	議会が実施機関になっていない
		公社、100%出資団体	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例において、公社、100%出資団体が実施機関になっている
				0ポイント	B	情報公開条例において、公社、100%出資団体が実施機関になっていない
					C	「公社のみ」「市長が要請」「地方独立行政法人のみ」などは2点、「公社、100%出資団体が存在しない」は、【質問】⑦の採点を2倍する。
		出資法人	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）
				0ポイント	B	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がまったくない
				2ポイント	C	「努力義務規定」「市長が要請」「措置の要請」
		権利濫用	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定がない
				0ポイント	B	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定がある
				5ポイント	C	情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定が計画される計画がある
		例規集	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例の内容が貴自治体のホームページ上の例規集でわかる
				0ポイント	B	情報公開条例の内容が貴自治体のホームページ上の例規集でわからない

制度運用	10ポイント	コピー	5ポイント	5ポイント	A	10円	
				0ポイント	B	11円以上	
		コピー以外	5ポイント	5ポイント	A	元の公文書が紙の場合、自治体側でPDF化してメールやフロッピー等で開示することや、FAXで送付可能	
			0ポイント	B	元の公文書が紙の場合、自治体側でPDF化してメールやフロッピー等で開示することや、FAXで送付不可能、「FAX送信、PDF化を検討中」		
				C	「PDF可、FAX不可」「PDF不可、FAX可」2点、「役所に行かずに公開資料をデータで入手できるか」を評価しているので、「CDなどでの公開は可」は1点。		
情報公開施策	0ポイント	予算編成				次年度の予算編成過程の内容の情報公開について、他の自治体より公開が進んでいる点がある	
						次年度の予算編成過程の内容の情報公開について、他の自治体より公開が進んでいる点がない	
	その他					情報公開の施策について、他の自治体より進んでいる点がある	
						情報公開の施策について、他の自治体より進んでいる点がない	
公共工事入札情報	30ポイント	随意契約	10ポイント	10ポイント	A	公共工事の入札における随意契約の相手方の選定理由について公表している（制限付き公表は5点）	
				0ポイント	B	公共工事の入札における随意契約の相手方の選定理由について未公表	
	10ポイント	10ポイント	10ポイント	10ポイント	A	公共工事の入札における予定価格の公表について事前公表のみ	
				6ポイント	B	公共工事の入札における予定価格の公表について事前公表及び事後公表の併用	
				4ポイント	C	公共工事の入札における予定価格の公表について事後公表のみ	
				0ポイント	D E F	D 未公表 E 未公表と事後公表の併用 F 未公表と事前公表の併用	
	10ポイント	10ポイント	10ポイント	10ポイント	A	公共工事の入札について、インターネット上で落札結果を公表している（一部公開、金額制限は、5点）	
				0ポイント	B	公共工事の入札について、インターネット上で落札結果を公表していない	
	ポイント計		90ポイント				